

# 一般社団法人双成会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)  
第 1 条 この法人は、一般社団法人双成会と称する。

(事務所)  
第 2 条 この法人は、主たる事務所を和歌山県御坊市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)  
第 3 条 この法人は、学校と家庭が密接に協力して、生徒の福祉を増進し、教育効果を高揚することを目的とする。

(事業)  
第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1)学校教育支援事業  
(2)会員相互の親睦と研修につとめる  
(3)地域や関係機関等との連携を深め、開かれた学校づくりに協力する  
(4)その他この法人の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)  
第 5 条 この法人に次の会員を置く。  
(1)正 会 員 和歌山県立日高高等学校・附属中学校生徒の保護者及び同校教職員  
(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人  
2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする

(会員の資格の取得)  
第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)  
第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。但し、教職員については会費を免除する。

(任意退会)  
第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)  
第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。  
(1)この定款その他の規則に違反したとき  
(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき  
(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)  
第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  
(1)第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき  
(2)総会員が同意したとき  
(3)生徒が卒業・退学・転学した会員  
(4)成年被後見人又は被保佐人  
(5)当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第 4 章 総 会

(構成)  
第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)  
第 12 条 総会は、次の事項について決議する。  
(1)会員の除名  
(2)理事及び監事の選任または解任  
(3)理事及び監事の報酬等の額  
(4)事業計画及び収支予算の承認  
(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認  
(6)定款の変更  
(7)解散及び残余財産の処分  
(8)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)  
第 13 条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)  
第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。  
3 会長は、総会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
4 総会を招集するときは、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。  
(1)総会の日時及び場所  
(2)総会の目的である事項があるときは、当該事項  
(3)総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨  
(4)総会に出席しない会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨  
(5)前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議長)  
第 15 条 総会の議長は、会長又は、会長が任命する者がこれに当たる。

(議決権)  
第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)  
第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。  
(1)会員の除名  
(2)監事の解任  
(3)定款の変更  
(4)解散  
(5)その他法令で定められた事項  
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、第 1 項の決議を行わなければならない。  
4 正会員はあらかじめ通知された事項について、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)  
第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長及び出席理事代表 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員及び職員

(役員の設置)  
第 19 条 この法人に次の役員を置く。  
(1)理事 25 名以内  
(2)監事 2 名以内  
2 理事のうち 1 名を会長とし、4 名以内を副会長とする。  
3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

- (役員の選任)
- 第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  
2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。  
3 理事及び監事・会長・副会長は運営細則に定める役員選考委員会において選出する。
- (理事の職務及び権限)
- 第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。  
3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。  
4 会長は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限)
- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (役員の任期)
- 第 23 条 理事の任期は 選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。  
2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。  
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任)
- 第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
- (役員の報酬等)
- 第 25 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- (職員)
- 第 26 条 この法人の事務を処理するため書記その他の職員を置く。職員は理事会の承認を得て会長が任免する。

## 第 6 章 顧問

- (顧問)
- 第 27 条 この法人には必要に応じ、顧問を置くことができる。  
2 顧問は前会長とし、理事会の承認を経て会長が委嘱する。  
3 顧問は、会長の諮問に応じて会務全般について会長に意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べる。  
4 顧問の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。  
5 顧問は無報酬とする。

## 第 7 章 理事会

- (構成)
- 第 28 条 この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権限)
- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。  
(1)この法人の業務執行の決定  
(2)理事の職務の執行の監督  
(3)会長及び副会長の選定及び解職
- (招集)
- 第 30 条 理事会は、会長が招集する。但し会長は理事現在数の 2 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から 7 日以内にこれを招集しなければならない。理事会の議長は会長とする。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。
- (決議)
- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。  
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- (議事録)
- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した代表理事・副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 資産及び会計

- (事業年度)
- 第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- (事業計画及び収支予算)
- 第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- (事業報告及び決算)
- 第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。  
(1)事業報告  
(2)事業報告の附属明細書  
(3)貸借対照表  
(4)損益計算書(正味財産増減計算書)  
(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書  
2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。  
3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

- (定款の変更)
- 第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
- (解散)
- 第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- (余剰金の処分制限)
- 第 38 条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。
- (残余財産の帰属)
- 第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

- (公告の方法)
- 第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
- (定款細則)
- 第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- この法人の最初の代表理事は馬場博文とする。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 日高高等学校・附属中学校双成会定款運営細則

日高高等学校・附属中学校双成会定款第 41 条にもとづき運営細則を次のとおり定める。

- 第 1 条 この法人には必要に応じ理事会の承認を得て各種委員会をおくことができる。
- 第 2 条 会長は、4 月 1 日までに役員選考委員会の発足をするように、総務委員長に依頼する。  
役員選考委員会は、総務委員長を委員長とし役員の中から 8 名で構成し、選考委員長が委嘱する。